

令和3年1月29日
国官人第1984号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和3年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年5月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年2月12日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年2月12日から令和3年4月30日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年2月12日（金）10時から令和3年4月30日（金）17時まで

（約2か月半）

※メールによる提出は令和3年4月30日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年4月30日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年2月26日（金）から令和3年5月7日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

国官人第1583号
令和2年12月7日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
 - (2) 令和3年3月31日時点で「満45歳以上」であること。
※昭和51年4月1日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和2年12月14日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年12月14日から令和3年1月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年12月14日（月）午前10時から令和3年1月8日（金）午後5時まで
（16勤務日、26日間）

- ※電子メールによる提出は、令和3年1月8日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和3年1月8日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年3月31日（水）～ 令和3年4月1日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和3年2月22日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

(旭・立原庁舎) 総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

(横須賀庁舎) 管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者。

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 国土技術政策総合研究所付
 - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 令和3年3月31日時点で「満45歳以上」であること。
※昭和51年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和3年4月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和3年3月31日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年3月31日から令和3年4月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年3月31日（水）午前10時から令和3年4月1日（木）午後5時まで（2日間）

※電子メールによる提出は、令和3年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年3月31日（水）～令和3年4月7日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

(旭・立原庁舎) 総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

(横須賀庁舎) 管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

国官人第 1586 号
令和 2 年 11 月 16 日

国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 3 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 4 1 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 3 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 2 年 1 2 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 1 2 月 7 日から令和 2 年 1 2 月 1 8 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 1 2 月 7 日（月）午前 10 時から令和 2 年 1 2 月 1 8 日（金）午後 5 時まで
(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、令和 2 年 1 2 月 1 8 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和2年12月18日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和3年4月1日（木）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和3年2月15日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

(1) 応募の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。

(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)

(2) 令和3年3月31日時点で「満55歳以上」であること。

※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和3年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和3年4月1日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年4月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年4月1日（木）午前10時から午後5時まで（1日）

※電子メールによる提出は、令和3年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月8日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員
東北地方整備局 総務部 人事課 [REDACTED]
住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」
電 話： [REDACTED]
Eメールアドレス： [REDACTED]
- ②港湾空港関係事務に従事する職員
東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係） [REDACTED]
住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」
電 話： [REDACTED]
Eメールアドレス： [REDACTED]

国官人第 1587 号
令和 2 年 11 月 16 日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 3 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 41 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
①非常勤職員
②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
③令和 3 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
④令和 2 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 12 月 7 日から令和 2 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 2 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和3年4月1日（木）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和3年2月15日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎

電 話：[REDACTED]

Eメールアドレス：[REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 3 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 41 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 3 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 3 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 3 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 3 年 4 月 1 日（木）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 3 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 4 月 8 日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-5 7

横浜第2合同庁舎

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第 1591 号
令和 2 年 11 月 16 日

国土交通省（中国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- （1）応募の時点で、中国地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
- （2）令和 3 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 41 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- （3）国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
①非常勤職員
②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
③令和 3 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
④令和 2 年 12 月 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 2 年 12 月 7 日から令和 2 年 12 月 18 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 2 年 12 月 7 日（月）午前 10 時から令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 2 年 12 月 18 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 2 年 12 月 18 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和3年4月1日（木）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和3年2月15日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル13階

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局の職員のうち、中国地方整備局付、中国地方整備局の各部付又は中国地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 3 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 41 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 3 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 3 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 3 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 3 年 4 月 1 日（木）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 3 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 4 月 8 日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募後5日間以内に通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル13階

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

令和2年11月16日
国官人第1595号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和3年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年5月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和2年12月7日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年12月7日から令和2年12月18日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和2年12月 7日（月）午前10時から

令和2年12月18日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和2年12月18日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和2年12月18日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年2月28日（日）から令和3年5月1日（土）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和3年2月19日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 関東運輸局付
- ② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和3年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和41年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和3年5月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和3年2月28日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年2月28日から令和3年5月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年2月28日（日）午前10時から

令和3年5月1日（土）午後5時まで （2か月）

※メールによる提出は令和3年5月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年2月28日（日）から令和3年5月1日（土）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募後5日間以内に通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

令和3年1月20日
国官人第1945号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和3年3月13日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和3年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和3年2月10日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年2月10日から令和3年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年2月10日（水）10時から令和3年4月1日（木）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和3年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年3月13日（土）から令和3年4月13日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和3年4月26日
国官人第134号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年8月9日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - ④令和3年5月17日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和3年5月17日から令和3年8月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

令和3年5月17日(月)10時から令和3年8月2日(月)17時まで

(約2か月半)

※メールによる提出は令和3年8月2日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年8月2日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年5月29日（土）から令和3年8月9日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和3年7月30日
国官人第793号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年10月8日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - ④令和3年8月16日(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和3年8月16日から令和3年10月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

令和3年8月16日(月)10時から令和3年10月1日(金)17時まで

(約1か月半)

※メールによる提出は令和3年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年8月29日（日）から令和3年10月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和3年11月26日
国官人第1378号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
 - (2) 令和4年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年2月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月10日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月10日から令和4年2月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月10日（金）10時から令和4年2月1日（火）17時まで

（約1か月半）

※メールによる提出は令和4年2月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和4年2月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年12月29日（水）から令和4年2月8日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和 4 年 2 月 2 日
国官人第 1 6 4 4 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日時点で「満 5 0 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 5 月 9 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 2 月 1 4 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 2 月 1 4 日から令和 4 年 5 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は「勤続 2 0 年以上」であつて、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 2 月 1 4 日（月） 1 0 時から令和 4 年 5 月 2 日（月） 1 7 時まで

（約 2 か月半）

※メールによる提出は令和 4 年 5 月 2 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 4 年 5 月 2 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年2月28日（月）から令和4年5月9日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

国官人第 136 号
令和 3 年 4 月 26 日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
 - (2) 令和 3 年 5 月 30 日時点で「満 45 歳以上」であること。
※昭和 51 年 5 月 31 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 3 年 8 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 3 年 5 月 17 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 3 年 5 月 17 日から令和 3 年 6 月 30 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 3 年 5 月 17 日（月）午前 10 時から令和 3 年 6 月 30 日（水）午後 5 時まで
（33 勤務日、45 日間）

- ※電子メールによる提出は、令和 3 年 6 月 30 日午後 5 時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和 3 年 6 月 30 日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年5月30日（日）から 令和3年8月8日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

(旭・立原庁舎) 総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

(横須賀庁舎) 管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

(1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 国土技術政策総合研究所付
- ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付

(2) 令和 3 年 5 月 30 日時点で「満 45 歳以上」であること。

※昭和 51 年 5 月 31 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和 3 年 8 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④ 令和 3 年 5 月 30 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 3 年 5 月 30 日から令和 3 年 8 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 3 年 5 月 30 日（日）午前 10 時から令和 3 年 8 月 1 日（日）午後 5 時まで
（43 勤務日、64 日間）

※電子メールによる提出は、令和 3 年 8 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 3 年 5 月 30 日（日）から令和 3 年 8 月 8 日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

(旭・立原庁舎) 総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

(横須賀庁舎) 管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

国官人第1308号
令和3年12月6日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。
 - (2) 令和4年3月31日時点で「満45歳以上」であること。
※昭和52年4月1日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月13日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月13日から令和4年1月7日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月13日（月）午前10時から令和4年1月7日（金）午後5時まで
（16勤務日、26日間）

- ※電子メールによる提出は、令和4年1月7日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和4年1月7日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月1日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※令和4年2月21日（月）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 国土技術政策総合研究所付
 - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 令和4年3月31日時点で「満45歳以上」であること。
※昭和52年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和4年4月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和4年3月31日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年3月31日から令和4年4月1日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年3月31日（木）午前10時から令和4年4月1日（金）午後5時まで（2日間）

※電子メールによる提出は、令和4年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）～令和4年4月7日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

(旭・立原庁舎) 総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地

E メールアドレス：

(横須賀庁舎) 管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

E メールアドレス：

国官人第1309号
令和3年11月16日

国土交通省（国土地理院）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土地理院に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土地理院 総務部 調整官 [REDACTED]
住 所：〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
Eメールアドレス： [REDACTED]

国官人第1310号
令和3年11月16日

国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
①非常勤職員
②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。
※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第1311号
令和3年11月16日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
(10勤務日、12日間)

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-5 7
横浜第2合同庁舎

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7
横浜第 2 合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

国官人第1312号
令和3年11月16日

国土交通省（北陸地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月14日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

新潟美咲合同庁舎1号館

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸地方整備局の職員のうち、北陸地方整備局付、北陸地方整備局の各部付又は北陸地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、定年に達する日から 6 月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
新潟美咲合同庁舎1号館

Eメールアドレス：

国官人第1313号
令和3年11月16日

国土交通省（中部地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36
NUP・フジサワ丸の内ビル

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局の職員のうち、中部地方整備局付、中部地方整備局の各部付又は中部地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス：cbr-souki-taishoku@mlit.go.jp

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住 所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-3 6
NUP・フジサワ丸の内ビル

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

国官人第1314号
令和3年11月16日

国土交通省（近畿地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
①非常勤職員
②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の

確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

近畿地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地
神戸地方合同庁舎

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第1315号
令和3年11月16日

国土交通省（中国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
①非常勤職員
②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
(10勤務日、12日間)

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]
住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル13階

電 話： [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局の職員のうち、中国地方整備局付、中国地方整備局の各部付又は中国地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員
中国地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]
住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館
電 話： [REDACTED]
Eメールアドレス： [REDACTED]
- ②港湾空港関係事務に従事する職員
中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル13階
電 話： [REDACTED]
Eメールアドレス： [REDACTED]

国官人第1316号
令和3年11月16日

国土交通省（四国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、四国地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
Eメールアドレス： [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
Eメールアドレス： [REDACTED]

国官人第1317号
令和3年11月16日

国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和4年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から令和3年12月17日（金）午後5時まで
(10勤務日、12日間)

- ※電子メールによる提出は、令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。
- ※郵送による提出は、令和3年12月17日の消印まで有効とする。
- ※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和4年4月1日（金）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和4年2月14日（月）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 建設専門官

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

Eメールアドレス：

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎

電 話：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局の職員のうち、九州地方整備局付、九州地方整備局の各部付又は九州地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 4 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 4 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 4 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日）

※電子メールによる提出は、令和 4 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 建設専門官 [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

Eメールアドレス： [REDACTED]

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎

電 話： [REDACTED]

令和3年4月26日
国官人第135号

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 事務官にあつては令和3年5月29日時点で「満45歳以上」、技官にあつては令和4年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号(下記)に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和3年8月9日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - ④令和3年5月17日(募集開始日)において、停職・減給の懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和3年5月17日から令和3年8月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であつて、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間(応募受付期間)

令和3年5月17日(月)10時から令和3年8月2日(月)17時まで
(約2か月半)

※メールによる提出は令和3年8月2日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年8月2日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年5月29日（土）から令和3年8月9日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課

人事課長

人事企画官

Eメール:

国官人第1318号
令和3年11月16日

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
 - (2) 令和4年4月1日時点で、事務官にあつては「満45歳以上」、技官にあつては「満55歳以上」であること。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であつて、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）10時から令和3年12月17日（金）17時まで
(約2週間)

※メールによる提出は令和3年12月17日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月14日（月）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課

人事課長

人事企画官

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること（行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）。
 - ①北海道開発局付
 - ②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付
 - ③北海道開発局の各開発建設部付
- (2) 令和4年4月1日時点で、事務官にあつては「満45歳以上」、技官にあつては「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和4年3月31日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年3月31日から令和4年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続20年以上」であつて、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年3月31日（木）10時から令和4年4月1日（金）17時まで

(2日間)

※メールによる提出は令和4年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）から令和4年4月8日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」にメール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね5日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」にメール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課

人事課長

人事企画官

Eメール：

令和3年11月16日
国官人第1320号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 関東運輸局付

② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 4 年 3 月 31 日時点において「満 55 歳以上」であること。

※昭和 42 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和 4 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 3 月 31 日から令和 4 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 3 月 31 日（木）午前 10 時から

令和 4 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで（2 日間）

※メールによる提出は令和 3 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

令和3年11月16日
国官人第1322号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中部運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満57歳以上」であること。
※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中部運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

中部運輸局総務部人事課長

〒460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中部運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 中部運輸局付

② 中部運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 中部運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和4年3月31日時点において「満57歳以上」であること。

※昭和40年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和4年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和4年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年3月31日から令和4年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年3月31日（木）午前10時から

令和4年4月1日（金）午後5時まで（2日間）

※メールによる提出は令和3年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）から令和4年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中部運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中部運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中部運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

中部運輸局総務部人事課長

〒460-8528

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

電話：

Eメール：

令和3年11月16日
国官人第1323号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和47年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電話：

Eメール：

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪府中央区大手前4丁目1番76号

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 近畿運輸局付

② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 4 年 3 月 31 日時点において「満 50 歳以上」であること。

※昭和 47 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 4 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 3 月 31 日から令和 4 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 3 月 31 日（木）午前 10 時から

令和 4 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで（2 日間）

※メールによる提出は令和 3 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電 話 :

Eメール :

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪府中央区大手前4丁目1番76号

電 話 :

Eメール :

令和3年11月24日
国官人第1349号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中国運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満53歳以上」であること。
※昭和44年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手續

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

中国運輸局総務部

電話：

Eメール

（応募先）

中国運輸局総務部人事課長

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中国運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 中国運輸局付

② 中国運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 中国運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和4年3月31日時点において「満53歳以上」であること。

※昭和44年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和4年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和4年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年3月31日から令和4年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年3月31日（木）午前10時から

令和4年4月1日（金）午後5時まで（2日間）

※メールによる提出は令和3年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）から令和4年4月8日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

中国運輸局総務部

電話：

Eメール

(応募先)

中国運輸局総務部人事課長

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話：

Eメール：

令和3年11月16日
国官人第1326号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、四国運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和42年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、四国運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに四国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

四国運輸局総務部人事課 人事課長 [REDACTED]

電話： [REDACTED]

Eメール [REDACTED]

(応募先)

四国運輸局総務部人事課長 [REDACTED]

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

電話： [REDACTED]

Eメール [REDACTED]

令和3年11月16日
国官人第1327号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、九州運輸局に所属している職員であること。
- (2) 令和4年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和47年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和3年12月6日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月6日から令和3年12月17日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年12月6日（月）午前10時から

令和3年12月17日（金）午後5時まで（約2週間）

※メールによる提出は令和3年12月17日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年12月17日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和4年2月18日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

九州運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

九州運輸局総務部人事課長

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：

II. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、九州運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 九州運輸局付

② 九州運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 九州運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 4 年 3 月 31 日時点において「満 50 歳以上」であること。

※昭和 47 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和 4 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和 4 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 4 年 3 月 31 日から令和 4 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 4 年 3 月 31 日（木）午前 10 時から

令和 4 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで（2 日間）

※メールによる提出は令和 3 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 4 月 8 日（金）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、九州運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後5日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに九州運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

九州運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

(応募先)

九州運輸局総務部人事課長

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：

令和3年4月20日
国官人第103号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和3年5月30日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和3年8月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和3年5月20日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年5月20日から令和3年8月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年5月20日（木）10時から令和3年8月1日（日）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和3年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年5月30日（日）から令和3年8月10日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和3年7月8日
国官人第648号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和3年9月1日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和3年10月10日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和3年7月20日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年7月20日から令和3年10月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年7月20日（火）10時から令和3年10月1日（金）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和3年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和3年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月10日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電話：

Eメール：

令和 3 年 1 0 月 2 6 日
国 官 人 第 1 2 1 2 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和 3 年 12 月 28 日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種（操縦職を除く）・・・満 50 歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和 4 年 2 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和 3 年 11 月 18 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 3 年 11 月 18 日から令和 4 年 2 月 1 日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年11月18日（木）10時から令和4年2月1日（火）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和4年2月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和4年2月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年12月28日（火）から令和4年2月8日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和4年1月18日
国官人第1553号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和4年3月13日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満55歳以上（行政職俸給表（一）6級以上（又は専門行政職俸給表4級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種（操縦職を除く）・・・満50歳以上
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和4年4月13日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和4年2月10日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年2月10日から令和4年4月1日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年2月10日（木）10時から令和4年4月1日（金）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和4年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和4年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月13日（日）から令和4年4月13日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和4年1月6日
国官人第1528号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 令和4年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和4年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和4年3月1日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年3月1日から令和4年3月15日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年3月1日（火）10時から令和4年3月15日（火）17時まで
(2週間)

※メールによる提出は令和4年3月15日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和4年3月15日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年3月31日（木）又は令和4年4月1日（金）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書

面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電 話：

Eメール：

令和3年4月28日
観総第32号

観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観光庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 令和4年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③令和3年8月9日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④令和3年5月17日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年5月17日から令和3年8月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和3年5月17日（月）10時から令和3年8月2日（月）17時まで

（約2か月半）

- ※ メールによる提出は、令和3年8月2日17時受信分まで有効とする。
- ※ 郵送による提出は、令和3年8月2日消印まで有効とする。
- ※ 持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和3年5月29日（土）から令和3年8月9日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

観光庁総務課調整室 室 長

観光庁総務課調整室 専 門 官

電 話 :

E-mail :

令和 4年2月4日
観総第404号

観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観 光 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 令和4年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和4年5月9日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和4年2月14日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和4年2月14日から令和4年5月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は「勤続20年以上」であって、定年に達する日から6月前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和4年2月14日（月）10時から令和4年5月2日（月）17時まで

（約1か月半）

※ メールによる提出は、令和4年5月2日17時受信分まで有効とする。

※ 郵送による提出は、令和4年5月2日消印まで有効とする。

※ 持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和4年2月28日（月）から令和4年5月9日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

観光庁総務課調整室 室長

専門官

電話：

E-mail：

令和3年度（第1回）海上保安庁早期退職募集実施要項

令和3年7月12日

海上保安庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす職員

（1）令和3年7月20日において、次の①から③までのいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける8級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一）8級に相当する職務の級以上の職員

（2）令和4年4月1日に満57歳以上であること。

（3）次の①から④までのいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和3年10月1日までに定年に達する職員
- ④ 令和3年7月20日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年7月20日から令和3年8月20日までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1ヶ月）

令和3年7月20日0時から令和3年8月20日24時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期日

令和3年10月1日

（ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。）

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、令和3年8月20日の消印までこれを受け付ける。

- (2) 応募した職員に対しては、令和3年9月6日まで（予定）に認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和22年法律第120号）（以下「法」という。）第34条第1項第6号に定める幹部職員に対しては、法第61条の4第1項に定める協議終了後（遅くとも9月下旬まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」（以下「取下げ申請書」という。）を退職すべき期日の前日までに（1）記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課イントラネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

7 受付担当（本件に関する相談先）

海上保安庁総務部人事課 人事企画官

課長補佐

課長補佐

外線電話（海上保安庁総務部人事課直通）

電子メール宛先（海上保安庁総務部人事課）

早期退職応募（XXXXXXXXXX）

令和3年度（第2回）海上保安庁早期退職募集実施要項

令和3年11月12日

海上保安庁長官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす職員

（1）令和3年11月15日において、次の①から③までのいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける8級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一）8級に相当する職務の級以上の職員

（2）令和4年4月1日に満57歳以上であること。

（3）次の①から④までのいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 4（1）の場合は令和4年4月1日、4（2）の場合は令和4年4月20日までに定年に達する職員
- ④ 令和3年11月15日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年11月15日から令和3年12月28日までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1ヶ月）

令和3年11月15日0時から令和3年12月28日24時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期日又は退職すべき期間

(1) 令和4年4月2日から令和4年4月20日までに定年に達する者は、令和4年4月1日

(2) 上記以外の者、令和4年3月11日から令和4年4月20日までの間
（認定後、退職すべき期日を定めて別途通知する。）

(3) 上記(1)及び(2)の認定後に生じた事情により、当該期日又は期間に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日又は期間を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、令和3年12月28日の消印までこれを受け付ける。

(2) 応募した職員に対しては、令和4年1月17日（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和22年法律第120号）（以下「法」という。）第34条第1項第6号に定める幹部職員に対しては、法第61条の4第1項に定める協議終了後（遅くとも3月下旬まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、

不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記様式第二）」（以下「取下げ申請書」という。）を退職すべき期日の前日までに（1）記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課インターネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

7 受付担当（本件に関する相談先）

海上保安庁総務部人事課 人事企画官 [REDACTED]
課長補佐 [REDACTED]
課長補佐 [REDACTED]

外線電話（海上保安庁総務部人事課直通）

[REDACTED]

電子メール宛先（海上保安庁総務部人事課）

早期退職応募（ [REDACTED] ）